

東京都練馬区市町村 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
① 児童生徒数	46,767	46,800	45,929	45,249	44,706
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	53,782	53,820	0	0	0
③ 整備台数（予備機除く）		46,800			
④ ③のうち、 基金事業によるもの		46,800			
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	101.9%	103.4%	104.7%
⑥ 予備機整備台数		7,020			
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの		7,020			
⑧ 予備機整備率		15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

（端末の整備・更新の考え方） 令和 2 年度に整備した端末について、以下の考え方で更新を行う。 ① 堅牢性の高い端末の導入・故障時の迅速な交換対応 児童生徒による予期せぬ使用方法や落下等での破損が多いことから、堅牢性の高い端末を導入する。 また、故障時に授業への影響を最小限にするために、迅速な交換が出来るよう保守サービスを調達する。 ② LTE回線のタブレット内蔵 校外学習や家庭学習などWi-Fi環境が整備されていない環境での通信環境を確保するため、LTE回線の利用を継続する。 また、現在利用しているLTE dongleの破損率を踏まえて、SIM内蔵型の端末を整備する。 ③ 充電保管庫の配備 充電のみを目的とした端末の持ち帰りを減らすため、小学校低学年用として充電保管庫を追加配備する。 ④ OSおよび導入サービスの継続利用 Chrome OSや導入している授業支援システム等の活用を進めている学校や教職員がいる現状を踏まえ、更なる活用を進めるために、原則として現在のOSおよびサービスを継続する。 また、活用や授業改善が進んでいない学校や教職員に対しては、教育指導課やICT支援員と連携し、研修や活用事例の共有を継続して実施する。 （更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について） ○対象台数：48,301台 ○処分方法 ・リース事業者へ返却：48,301台 ○端末のデータの消去方法 ・リース事業者が行う ○スケジュール（予定） - 令和 8 年 3 月 新規リース端末の使用開始 - 令和 8 年 3 月 使用済リース端末の事業者への引き渡し ○その他特記事項 児童生徒用タブレットについては全台リース品のため、練馬区では処分等を行わない。 リース事業者は、使用済リース端末の記録媒体内のデータ消去または物理的破壊を行い、「データ消去証明書」を練馬区に提出する。
